

# 東広島市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

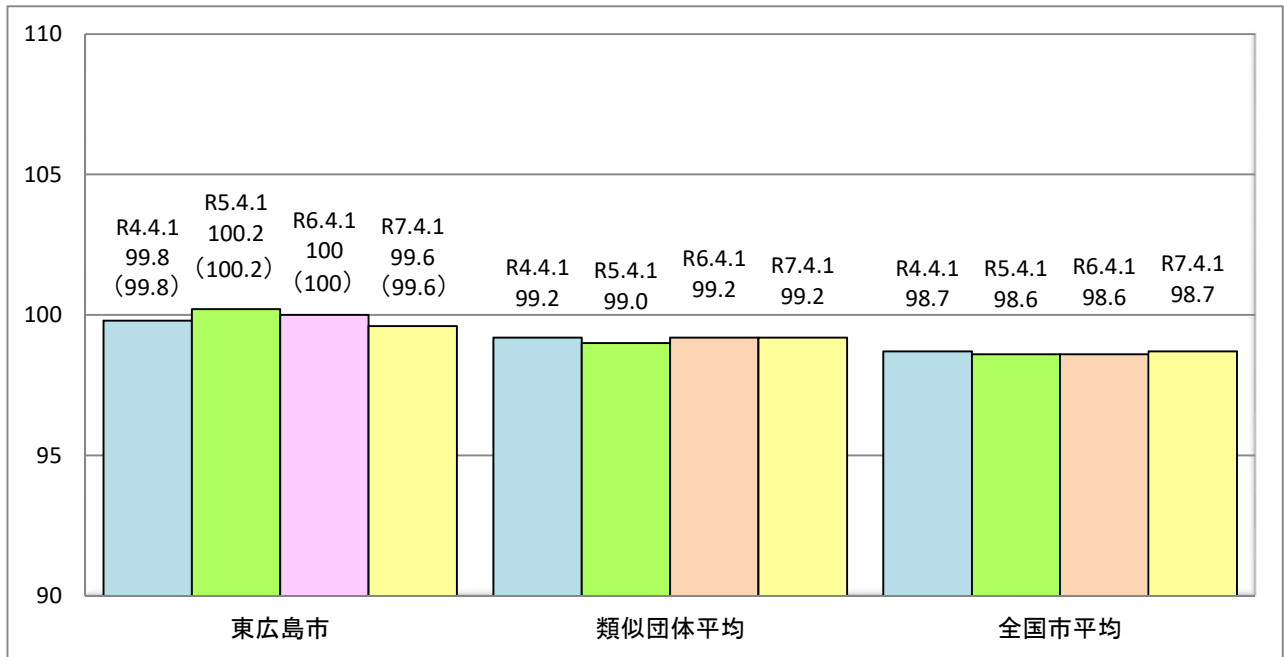
区分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質単年度収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 190,363	千円 100,223,797	千円 -436,544	千円 17,023,132	% 17.0	% 16.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
令和6年度	人 1,500	千円 6,133,706	千円 1,623,863	千円 2,580,782	千円 10,338,351	千円 6,892	千円 6,455

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当しない。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、東広島市においても4%を支給。

（実施時期）令和8年4月1日より実施。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による 支給割合	3%	3%	4%
東広島市の 支給割合	3%	3%	4%

##### ③ その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東広島市	44.1 歳	344,800 円	439,547 円	383,944 円
広島県	43.0 歳	337,278 円	419,544 円	378,982 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.5 歳	333,442 円	426,672 円	379,882 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
東広島市	56.5 歳	354,100 円	388,116 円	368,684 円	—	—	—	—
うち給食調理員	56.5 歳	353,200 円	386,210 円	367,913 円	調理士	44.7 歳	259,700 円	1.49
うち自動車運転手	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	49.6 歳	306,178 円	352,076 円	328,829 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東広島市	—	—	—
うち給食調理員	6,639,903 円	3,441,133 円	1.93
うち自動車運転手	—	—	—

#### ③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東広島市	38.6 歳	333,100 円	431,748 円	371,327 円
類似団体	38.8 歳	327,729 円	427,512 円	373,618 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 「年収ベースの比較」の「公務員 (C)」と「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

4 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。

5 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
49.9 歳	359.6 千円	5,475.5 千円

(注) 2023年から2025年までの3ヵ年平均。平均給与月額を1.2倍したものに、毎年の特別支給状況の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		東広島市	広島県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	228,738 円	220,000 円
	高 校 卒	201,000 円	197,583 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	194,500 円	— 円	185,700 円
消 防 職	大 学 卒	249,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	211,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

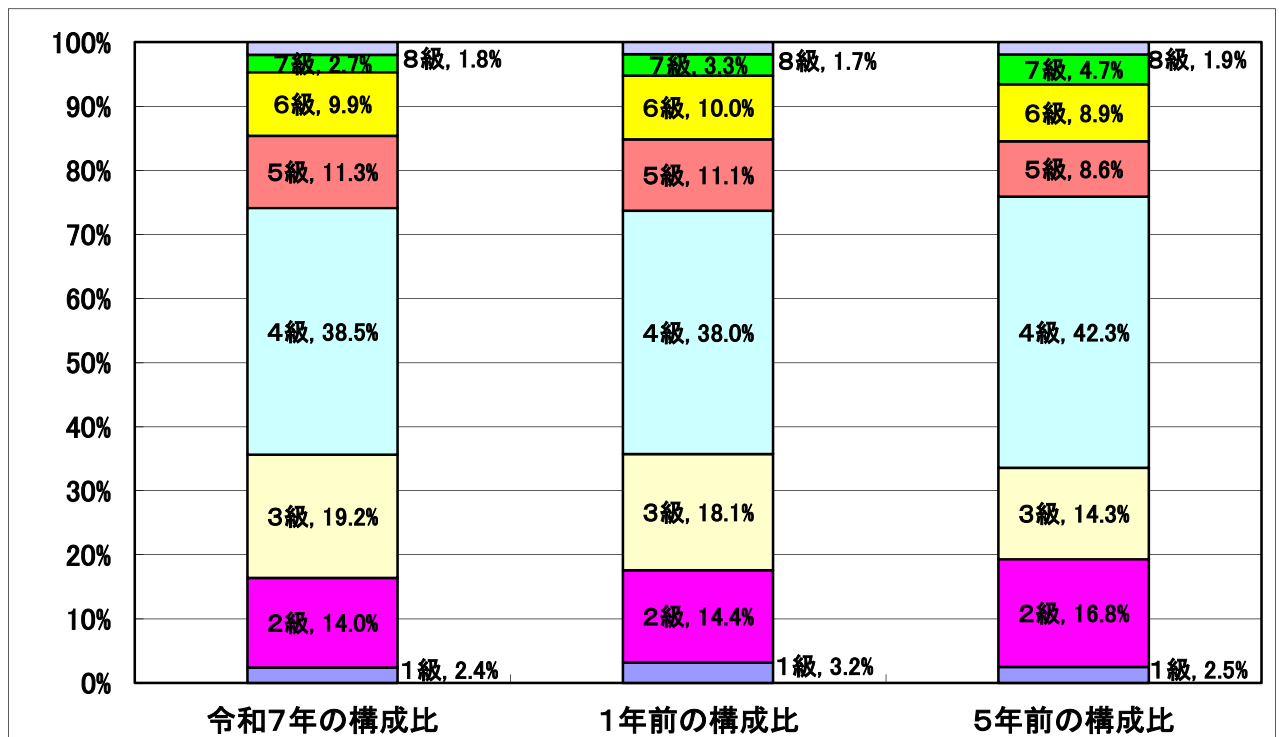
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,069 円	364,608 円	385,568 円	398,341 円
	高 校 卒	258,400 円	350,433 円	367,650 円	386,175 円
消 防 職	大 学 卒	308,200 円	379,600 円	401,000 円	394,500 円
	高 校 卒	285,100 円	339,633 円	364,500 円	386,425 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

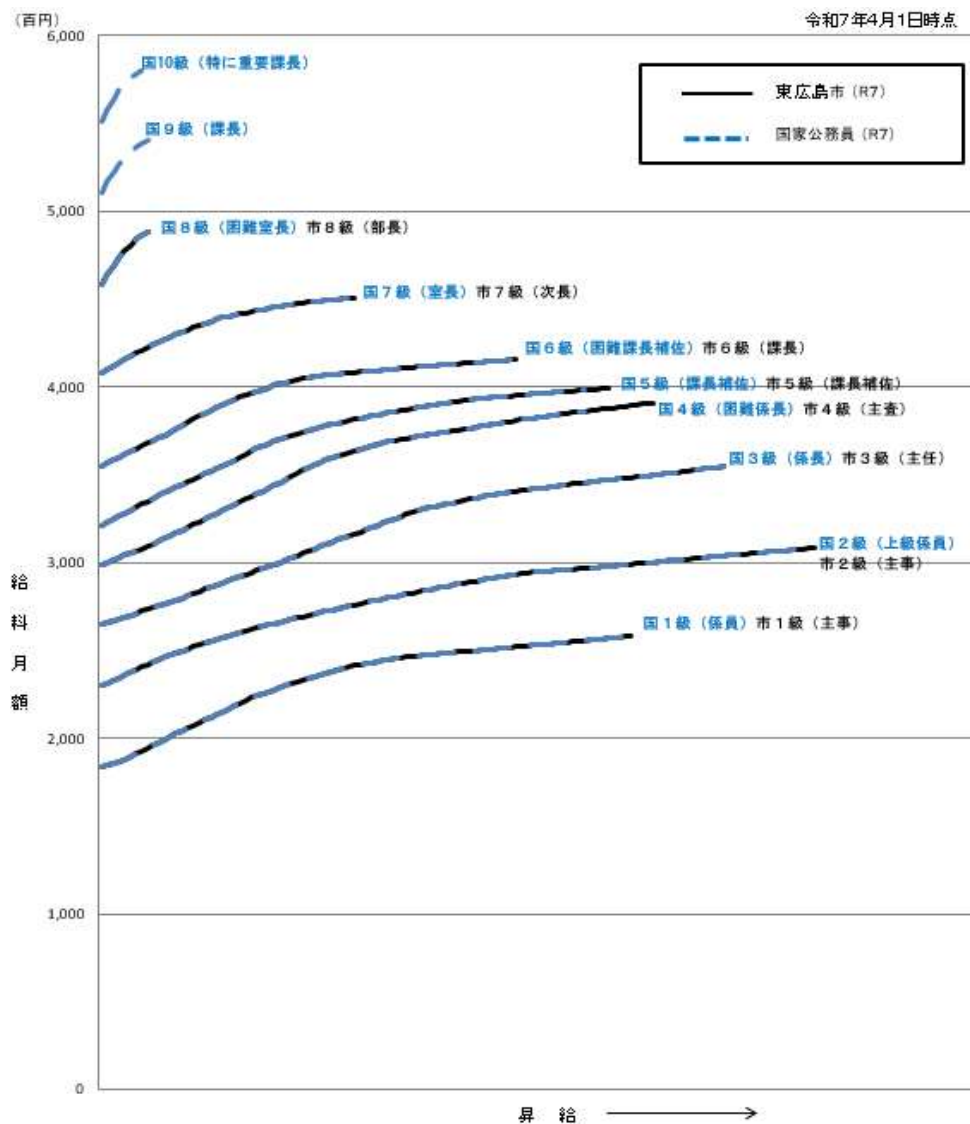
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	22人	2.4%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師	130人	14.0%	230,000円	308,500円
3級	主任主事・主任技師・主任	179人	19.2%	265,300円	354,700円
4級	係長・主査	358人	38.5%	298,800円	390,900円
5級	課長補佐・専門員	105人	11.3%	321,300円	399,200円
6級	課長・参事	92人	9.9%	355,200円	415,700円
7級	次長・支所長	25人	2.7%	408,300円	450,900円
8級	部長・支所長	20人	2.0%	458,300円	488,500円

- (注) 1 東広島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に10級制から8級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までのおける運用	東広島市		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用	○			
標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

東 広 島 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,681 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,767 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	東広島市		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

東 広 島 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	16,421 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			203,007 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			129,386 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
東京都特別区	20 %	3 人	20 %
広島県広島市	7.5 %	13 人	10 %
上欄の地域を除く広島県内の地域	3 %	1,564 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			19,368 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			51,373 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)			24.0 %	
手当の種類 (手当数)			11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫等作業に従事する職員	防疫作業に従事したとき	- 千円	日額600円
防疫等作業従事手当	新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する職員	患者又はその疑いのある者の身体に接触して、又は患者等に接して行う検体の採取及び当該採取を補助する作業に従事したとき	- 千円	日額3,000円
防疫等作業従事手当	新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する職員	患者等の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接触して行う作業に従事したとき	- 千円	日額4,000円
行旅病人取扱手当	行旅病人の救護の作業に従事した職員	行旅病人の救護の作業に従事したとき	- 千円	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の収容の作業に従事した職員	行旅死亡人の収容の作業に従事したとき	- 千円	日額2,500円
下水道業務手当	東広島浄化センターに勤務する職員	下水処理施設の維持管理業務に従事したとき	- 千円	日額400円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	生活保護法に基づく現業を行う職員及びその指導監督を行う職員	549 千円	月額3,000円
保育所勤務手当	保育所に勤務する職員	早出・遅出勤務をしたとき	5,336 千円	日額300円
聖苑勤務手当	ひがしひろしま聖苑に勤務する職員	ひがしひろしま聖苑に勤務する職員	- 千円	月額10,000円
医療事務手当	国民健康保険診療所に勤務する職員	往診・在宅患者訪問診療業務に従事したとき	- 千円	健康保険法の規定による往診料等の額
廃棄物処理業務手当	廃棄物の処理業務に従事する職員	廃棄物処理施設の槽内・炉内での作業従事等	- 千円	日額400円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	火災、救助その他災害業務に出動したとき (出動のため車両を運転した場合)	911 千円	出動1件につき360円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	火災、救助その他災害業務に出動したとき (その他の場合)	1,317 千円	出動1件につき260円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	救急業務に出動したとき (出動のため車両を運転した場合)	2,944 千円	出動1件につき260円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	救急業務に出動したとき (その他の場合)	3,739 千円	出動1件につき160円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	潜水業務に従事	- 千円	従事した時間1時間につき310円
消防業務手当	救急救命士の資格を有する職員	救急救命に関する技術的・技能的業務に従事	4,471 千円	月額5,100円
災害応急作業等に従事する職員の特典手当	災害応急作業等に従事する職員	災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業等に従事したとき	0 千円	日額1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	791,434 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	581 千円
支給実績 (令和5年度決算)	812,061 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	604 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当等を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	[令和6年度まで] 配偶者：6,500円、子：10,000円、その他：6,500円 [令和7年度] 配偶者：3,000円、子：11,500円、その他：6,500円	同		190,304 千円	264,312 円
住居手当	借家：上限27,000円	異	支給限度額	109,980 千円	304,655 円
通勤手当	通勤のため、公共交通機関、交通用具を使用するもの 月額限度額 公共交通機関：55,000円 交通用具使用：24,500円	異	交通用具	188,713 千円	179,385 円
管理職手当	管理又は監督の地位にいる職員 39,700～117,100円	同		161,815 千円	770,548 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 時間外単価×135/100×時間数	同			
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とした場合：23,000～70,000円	同		434 千円	217,000 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合 時間外単価×25/100×時間数				
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200円				
初任給調整手当	医師等に対して支給 月額限度額268,500円	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時・緊急の必要により休日勤務した場合 2,000～12,000円	同		1,693 千円	60,464 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	970,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,080,000 円 / 714,000 円
	副 市 長	780,000 円	876,000 円 / 588,000 円
	教 育 長	700,000 円	- 円 / - 円
報 酬	議 長	560,000 円	645,000 円 / 520,000 円
	副 議 長	507,000 円	580,000 円 / 465,000 円
	議 員	460,000 円	553,000 円 / 420,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×支給率(4.6)×年数	(1期の手当額) 17,848,000 円
	副 市 長	給料月額×支給率(2.75)×年数	(支給時期) 退職時
	備 考		8,580,000 円 退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

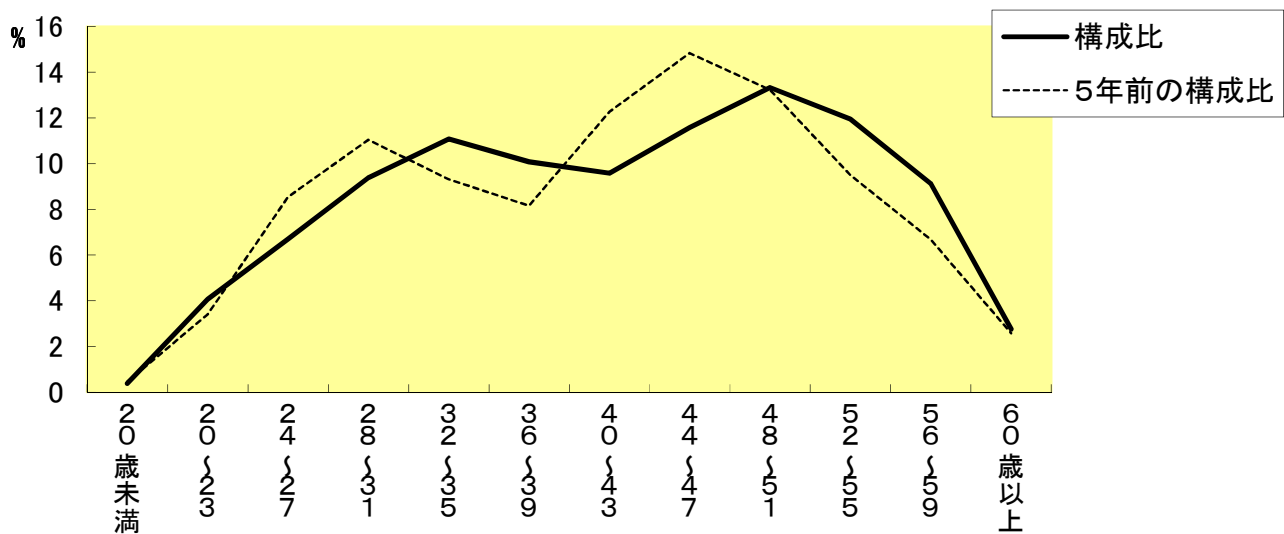
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	12	0	・事務執行体制の見直し
		総務	256	262	6	
		税務	64	65	1	
		民生	369	360	△9	
		衛生	109	108	△1	
労働		6	6	0		
農林水産		61	58	△3		
商工		26	30	4		
土木	185	182	△3			
	計	1,088	1,083	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.80 人)	
	教育部門	118	128	10	・御薗宇幼稚園の認定こども園への移行に伴う増 ・業務執行体制の強化	
	消防部門	294	302	8		
	小計	1,500	1,513	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人)	
公営会 企計 業部 等門	病院	0	0	0		
	水道	0	0	0		
	下水道	45	45	0		
	その他	40	40	0		
	小計	85	85	0		
合計		1,585	1,598	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.94 人	
		[ 1,720 ]	[ 1,720 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	6人	65人	107人	150人	177人	161人	153人	185人	213人	191人	146人	44人	1,598人

**(3) 職員数の推移**

(各年4月1日現在)

区 分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
部 門								
普通会計・ 公営企業 等会計	減 員	39	15	39	59	75	26	5
	増 員	51	24	31	67	72	57	18
	差 引	12	9	△ 8	8	△ 3	31	13
	職員数	1,548	1,557	1,549	1,557	1,554	1,585	1,598

**(4) 地位別職員数の状況 (一般行政職)** (令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数	男 性	女 性
部 長 級	20	17	3
次 長 級	25	19	6
課 長 級	92	77	15
課長補佐級	105	91	14
係 長 級	352	254	98
そ の 他	337	210	127
計	931	668	263

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考 （時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する）
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

（注）休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

### (2) 年次有給休暇の取得状況

（令和6年1月1日～令和7年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C 日	取得率 B/A %
34,127	13,218	895	14.8	38.7

### (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
258,983	15.9時間

（注）1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したもの。

## (4) 特別休暇等の状況

(令和7年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
伝染病予防法交通遮断又は隔離	その都度必要と認める期間	有給	異	国は、制度なし
非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間	有給	同	
天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	7日以内においてその都度必要と認める期間	有給	同	
交通機関の事故等	その都度必要と認める期間	有給	同	
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての出頭	その都度必要と認める期間	有給	同	
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間	有給	同	
所轄庁の事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間	有給	異	国は、制度なし
職員の結婚休暇	連続する7日以内の期間(週休日等を除く)	有給	異	国は、5日以内
出生サポート休暇	一の年において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間	有給	同	
女子職員の出産休暇	産前8週間、産後8週間	有給	異	国は、産前6週間
妊婦検診	妊娠満23週:4週間に1回、24週~35週:2週間に1回、出産後1年以内においてその都度必要と認める日又は時間	有給	同	国は、一日の正規の勤務時間等の範囲で必要と認められる時間(回数制限あり)
妊娠中の女子職員の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに、1日につき1時間以内	有給	同	
生後満1年に達しない子の養育休暇	1日2回、それぞれ30分	有給	同	
配偶者の出産休暇	配偶者の予定日前日から出産後2週間までで2日以内	有給	同	
生理休暇	2日以内でその都度必要と認める期間	有給	異	国は、必要最小限度の期間
忌引	親族に応じ1~10日間	有給	同	
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間	有給	異	国は、父母に限定。1日以内
夏季休暇	3日間	有給	同	
被爆者の健康診断休暇	その都度必要と認める期間	有給	異	国は、制度なし
ドナー休暇	その都度必要と認める期間	有給	同	
家族(子・配偶者・父母)看護休暇	暦年で3日(被看護人が小学3年生修了までの子の場合は5日)以内	有給	異	看護の対象者が、国の場合、小学3年生修了までの子に限定
ボランティア休暇	暦年で5日以内	有給	同	
病気休暇	療養のため必要最小限の期間	有給(90日まで)	同	
介護休暇	介護のため必要と認める6月以内の期間	無給	同	
組合休暇	暦年で30日以内	無給	異	国は、制度なし
研修受講	その都度必要と認める期間	有給	同	
厚生計画への参加	その都度必要と認める期間	有給	同	
職務に関連のある他団体の職務に従事	その都度必要と認める期間	有給	同	
他団体からの委嘱を受けて行う講義・講演	その都度必要と認める期間	有給	同	

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

## 8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号		1			1
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号			126		126
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					0
計		0	1	126	0	127

(2) 懲戒処分者数 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号					0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号					0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号			1		1	20
計		0	0	1	0	1	23

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

## 9 職員のサービスの状況

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

(令和7年4月1日現在)

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数（人）		
		役員	職員	合計
職員派遣	一般社団法人広島県土木協会			0
	一般社団法人東広島地区医師会			0
	一般社団法人ディスカバー東広島		2	2
	公益財団法人広島県市町村振興協会			0
	公益社団法人東広島市シルバー人材センター		1	1
	公益財団法人ひろしま国際センター			0
	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団		3	3
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	1	2	3
	東広島商工会議所			0
	東広島地域職業能力開発協会		1	1
	東広島市土地開発公社		0	0
	日本下水道事業団		1	1
一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号				0
特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号				0
地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号	市長会			0
	議長会			0
小計		1	10	11
退職派遣	特定法人 派遣法第10条			0
	小計	0	0	0
合計		1	10	11

## 1.0 職員の研修の状況

### (1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間
有	平成19年2月

### (2) 研修の実施状況

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	396	410	
その他の派遣研修	78	58	
独自研修	1673	1376	
計	2147	1844	

## 1.1 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理体制（令和6年度）

区分		市長部局等	教育委員会	消防局
衛生管理者	選任事業場数	1箇所	11箇所	1箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	29箇所	37箇所	9箇所
産業医	選任事業場数	1箇所	11箇所	1箇所
衛生委員会	設置事業場数	1箇所	11箇所	1箇所

### (2) 職員の福利厚生事業の状況（令和6年度）

事業名	内容
健康診断事業	一般・特殊健康診断、人間ドック、VDT作業従事者健診等
健康相談事業	産業医の定期健康相談・巡回相談、保健師の健康相談等
過重労働対策事業	過重労働者に対する健康調査等
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルス研修、啓発資料の作成等、産業カウンセラー事業、ストレスチェック事業
互助会運営事業	職員互助会による健康増進等支援事業

### (3) 公務災害の認定状況（令和6年度）

区分	市長部局等	教育委員会	消防局	計
公務災害	4件	0件	1件	4件
通勤災害	3件	0件	0件	2件
計	7件	0件	1件	6件

### (4) 勤務条件に関する措置要求の状況（令和6年度）

該当なし

### (5) 不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和6年度）

該当なし

## 1.2 職員の退職管理の状況

### (1) 職員の退職管理の状況

区分	再就職届出
令和5年度退職者	0人
令和6年度退職者	0人

（注）職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数。